

福祉局月報

2026年 4月号



東京都福祉局

表 章 記 号 の 規 約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
比率を微小（0.05未満）の場合	0.0
減少をあらわす場合	▲又は△

注 本書に掲載の数値は速報値のため、今後公表される数値と相違する場合があります。
また、数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

目 次

1	地域別指標	2
2	生活保護	
(1)	保護の対象	4
(2)	保護費	5
(3)	保護施設	5
3	低所得者福祉	
(1)	生活福祉資金	6
(2)	城北労働・福祉センター	6
4	高齢者福祉	
(1)	高齢者福祉相談	7
(2)	高齢者福祉施設	7
(3)	高齢者医療	7
(4)	介護保険	7
5	児童福祉	
(1)	児童相談	10
(2)	児童福祉施設	11
(3)	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	12
6	ひとり親福祉	
(1)	ひとり親相談	13
(2)	母子生活支援施設	13
(3)	母子福祉資金・父子福祉資金	13
(4)	児童扶養手当	14
7	女性福祉	

